

広報

なんこく

8/1 1973 No.154

編集・発行／南国市広報委員会
1日と15日の2回／全戸無料配布



今月の顔……潮騒にさそわれて恋人たちの夏がきた。なに？兄妹だって——。——久松稲岸で——

● 保存しておくとは参考になります。 ●

■ 予防接種や検診など市のお知らせがのっています。見ぬかりのないように気をつけてください。
■ 地区連絡員さんには、ご苦労ですが、よろしく願います。

災害危険地が急増

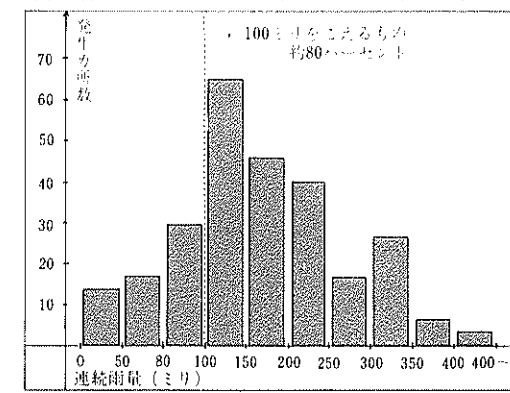
市民ぐるみで防災対策を

昨年七月豪雨で六十人の犠牲者を出した繁藤山崩れの記憶も生々しいうちに、九月十五日の集中豪雨では、市の北部山間部が未曾有の災害にみまわれ、町は浸水し、各地で山崩れを起しました。ことしもまた、豪雨、台風のシーズンになりました。宅地不足からくる危険地への家屋の建築や無計画な山地の開発など、災害の危険地は、ますます多くなっています。いまこそ抜本的な防災対策をうねらねるとともに、市民一人ひとりの防災に対する積極的な取り組みが望まれています。

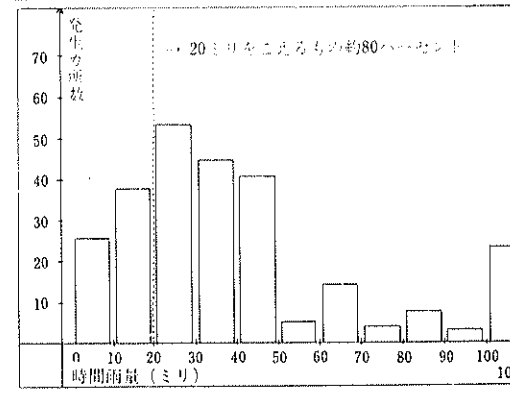


「47年7月5日繁藤の山くずれ」(知事公室広報係提供)

■降り始めてからの雨量(昭和44,45年発生)



■1時間の雨量とがけ崩れ(昭和44,45年発生)



おそろしい「がけ崩れ」

わが国は、国土の八〇％近くが山地のため平地が少なく、多くのひとびとが危険ながけの周辺で生活しています。しかも、これらの多くのがけは地盤がもろく、少しの雨でもくずれやすい状態になっています。さらにわが国は地震も多く、また、毎年、梅雨時や台風の影響のころになると豪雨や、長雨にたたられることよって、がけ崩れ災害を受けやすい状態になっています。特に最近では宅地不足のため、危険ながけの近くに家を建てたり無計画な山地の開発によって全国各地の災害危険地は、ますます多くなっています。

そこで、このおそろしいがけ崩れ災害を防ぐため、国・県・市では危険な場所の指定、避難体制づくり、危険な家屋の移転、崩壊防止工事の実施など、がけ崩れ災害防止対策を進めています。市民のみならず、がけ崩れ災害の恐ろしさを十分に知っていたら、安全な住いと明るい生活を守るため、がけ崩れの災害防止に積極的にとり組んでもらいたいものです。

▼がけ崩れが起る時の気象条件で特に危険なのは、降り始めて一〇〇を越えるような長雨のときと、一時間に二〇〇を越すような強い雨が降ったあとが危険です。▼強い地震や地震後の雨のときも注意してください。▼また、斜面に地割れがきたり、わき水がにこたり、水が変なところからでてきたり、石がハラハラ落ち始めてきたときは危険です。特に危険ながけの条件

大きな被害を出し大変危険です。そのほか、がけの傾斜に凹凸があるがけ、がけの上部がおおいかぶさっているがけ、湧水があるがけ、よう壁や地盤に割れ目のあるがけ、むかし近くでくずれ加えているがけ、表土の厚いがけ、岩が土のようにボロボロになつてはいるがけ、かたい岩でも

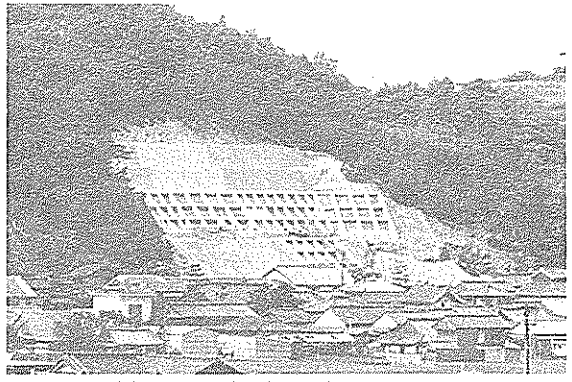
割れ目の多いがけ、シラスなどに弱い土質のがけなどが危険です。▼がけ崩れの災害を防ぐために、県や市などは、次のような対策をとっています。

災害の防止対策



こんなところが危険です

がけ崩れ災害の心配がある区域を「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、その区域については、いろいろの対策をすすめています。危険区域の範囲は、がけの地形や地質などによって決め、県が指定しますが一般的には次のようです。



急傾斜地崩壊危険区域として野中地区

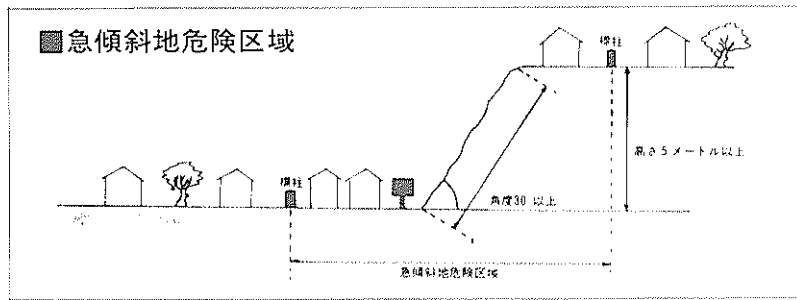
▼がけ下●がけの高さの二倍の範囲
▼がけ上●がけの高さの二倍の範囲
▼がけの急峻ながけの範囲
▼がけの急峻ながけの範囲
▼がけの急峻ながけの範囲

この指定地区では、土石、樹木の採取が原則として禁止され、採取するときは県知事の許可が必要となります。▼ひ難体制づくりがけ崩れの危険があるときに、安全な場所へ避難することが必要です。そのためには、どんな雨のときにも、どんな方法で避難するかをあらかじめ決めておき、一人ひとりが十分に知っておく必要があります。

▼放流を開始するとき、洪水の量が毎秒三十三立方メートルに達したとき、▼洪水の量が急激に増え、災害がでるおそれがあるとき、▼サイレン一分間↓休み十五秒

休場ダムの放流

十以上のがけ
 (個人家二十戸以上(災害の発生し
 た地区では十戸以上)に大きな
 被害を与えるおそれのあるとき
 また、勾配が三十度以上で高さ五
 十以上のがけについては、県の補
 助十分の八で工事がすめられ、
 市は四十八年度当初予算に急傾斜
 地崩壊危険区域やがけくずれ指定
 地などの防災工事、家屋補償に三



千六百七十
 万円を計上
 しています。

▼危険家屋
 の移転

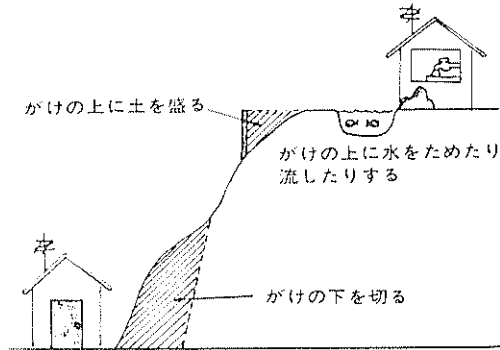
がけ崩れ
 により被害
 を受けるお
 それのある
 家屋は、県
 知事が移転
 を勧告する
 ことがあります。
 その
 ときは、優
 先的に住宅
 金融公庫の
 融資がうけ
 られます。

あなたにもできる
 防災の心得

- ▼日頃の注意と心がけ
 こんなことはやめましょう。
 ▼がけ下を切ったり、がけの上に
 土を盛るなど、がけに手を加え
 ること。
- ▼水をたれ流したり、がけの上に
 水をためたりすること。
- ▼がけに構造物をつくること。
- ▼がけやそのそばに家を新築した
 り、増改築したりすること。

▼こんなことはやめましょう

がけが崩れやすくなったり、災害を受けやすくなり
 ます



簡単な
 防災措置

- ▼がけの周辺を見廻り、次のよう
 なことを早目に行なきましょう。
- ▼水路の掃除。
- ▼雨水などをがけに流さないよう
 に水路をつくる。
- ▼風で地盤をゆさぶる大木を切る。
- ▼不安定な土塊を切りとる。
- ▼木や枝の柵や百積をする。
- ▼ビニールなどでがけをおおい雨
 水の浸透を防ぐ。
- ▼構造物の異常は修理補強する。

感電・漏電
 の防止

四国電力では台風によって被
 害をできるだけ少なくするように
 設備を強化したり、また、停電
 したとき早く復旧するよういろ
 いろの対策を実施しています。

しかし台風被災時には他物の
 飛来、地盤のゆるみ、強風など
 のため電線が切れたり、電柱が
 傾斜したりして不測の事故が起
 りやすい状態にあります。そこ
 で次のことに注意する
 よう呼びかけています。

▼道路を通行するとき
 などは、たれ下って
 いる電線に注意して下さ
 い。もしこのような現
 場を発見したら絶対に
 触らないで、すぐ四国
 電力にご連絡ください。

▼屋根やアンテナなど
 の被害カ所を修理する
 ため、高い所に行き上
 作業するときは、周囲の電線に
 注意してください。

▼近くに電線があるときは四国
 電力に連絡して、安全な措置を
 してもらってから作業すること。
 また、長いものを取扱うときは、
 大丈夫と思っても振りまわ
 したときなどに先端が接触する
 ときがあります。十分注意して
 ください。

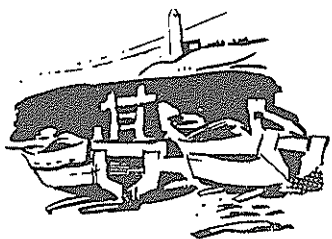
▼屋内の配線が浸水や雨もりな
 どでぬれたときは、感電や漏電
 のおそれがあります。引込スイ
 ッチ(電源スイッチ)を切って
 電気を通さないようにしてから、
 電気工事店または四国電力へ連
 絡して調べてもらい、安全を確
 かめたりして電気を使うように
 してください。

▼ぬれた電気器具は使わないよ
 うにしてく
 ださい。

ぬれた電
 気器具も感
 電や漏電の
 おそれがあ
 ります。一
 度電気店で
 調べてもら
 い、安全を
 確かめてか
 ら使用する

ようにしてください。
 ▼屋外や屋内を問わず、電柱や
 電線から、火花が出たり、煙が
 出ているとき、または漏電して
 いるとお気づきになったときは、
 すぐ最寄りの四国電力にご連絡
 ください。

《四国電力》



部落解放への道

部落差別に対する

誤った考え方

2

▼「わたしは差別していません。わたしは「部落」を絶対に差別していません。」

部落の人が勝手にひがんでいる
としか思えません。

部落の人のところへも行って食事もします、いっしょに酒をのむこともありますのに……。といった話をよく聞くことがあります。

こういう人たちは「寝た子を起すな」の項でのべましたように、今日の部落差別というのは部落の人たちの人間らしく生きるという市民的な権利と自由が奪われている日々の生活実態そのものが差別であり、近代的な産業から多くの地区住民がしめ出されていることが部落問題の本質であることが少しも解っていないからでありますし、部落差別を差別的なことばや手ぶり身ぶりて侮辱することだと考えているからなのです。

また、部落の人のところへ行つて食事をしたり、酒を飲んだりす

ることもあるので差別はしていないといっていますが、人間と人間の交際で、ある程度親しくなればお互いに往き来をし、食事や酒を共にすることはごくあたりまえのことです。このごくあたりまえのこととをわざわざとりあげて酒食をともにするなどといっているのは、それを意識しているとしていない

にかかわらず、部落の人を自分と平等に考えず一段と低い者といった位置づけにしているからこそ、恩着せぬ発想からこの発言になるのであり、この発言そのものが差別といえるのです。

私は差別をしませんという人たちのなかには、部落のことにかわり不用意な発言をすると糾弾されたりすることもあるので敬遠した方が無難だという意識から、心の中にある本当のものを覆いかくす（カムフラージュ）ためにいう場合も多く、本当に心の底から部落問題を認識理解したうえで信念をもって言っている人はきわめて少ない現状です。

▼「差別は、部落の人たちが自覚すればなくなりはいないでしようか」

部落の人たちが、あんな言葉遣いをしたり、あんな行動や生活態度をしているから差別されるので、それを自覚してなおしたら誰も差別なんかしませんよ。

部落の人たちの自覚と努力が足りない、だから差別がなくなるならい。もっと自力更生の意欲が必要だ。このように批判する人もあります。たしかにこのような批判にも耳を傾ける必要がありますが、この考え方には、現在の部落差別がつくり出され今日までなぜ温存されてきたか、根本の理由が理解されておらず、差別の責任を部落住民に背負わせた血の通わない考え方ともいえます。

徳川時代に幕府が農民（庶民大衆）を分裂支配し重税をとりたて、これに反抗することをおさえる手段としてつくられた身分制度の底辺に位置づけられ、明治の解放令も一片の文書による布告にとどまり、実質的に部落の人たちが解放された生活ができるような政策・施策が全くなされず、日本が近代国家としての歩みをはじめた時点から大きな社会格差がついてきており、これが部落の貧しき低き根源になったのです。しかもこれが多くの国民の心の中にある社会意識としての差別観念に支えられて今日に至っているのです。

言葉遣い一つをとっても、長い間の差別によって対外的に閉鎖された社会のなかで、地区独特の職業構造や悪い生活環境の中から生まれてきたものです。

地区の人々の日々の生活の仕方や、ものの考え方、その他社会生活のすべてにわたって見られる現象は長い間の差別によって生みだされ、ひろげられたものです。

こうした過去から現在にかけての歴史的な経過から目をそむけて地区の人たちの自覚論や自力更生論をぶつことは本末を転倒した考え方ではないでしょうか。

地区の人々も部落問題についてしっかりと学習し劣等感をすてて堂々と胸を張って生きぬく自信をもつとともに、地区外の人々も今日の部落差別について自分自身にも責任があることを理解してほしいものです。

道路を守る月間 8/1~8/31

よい道
よい街
よい環境

“道路を広く・美しく・安全に。”
ことしも8月1日から31日までの1カ月間、全国一斉に道路を守る月間が始まっています

建設省では、道路敷地に物を放置したり、立看板や仮設物などの「不法占用」、電柱・街路灯など道路の附属構造物にポスターやビラを貼ったりしないように呼びかけています。また、国道沿線の人で、次のようなことで道路についての相談にも応じています。

▼国道の法面を埋め立てて宅地への出入口とするとき。

国道沿線の田畑などを埋め立て宅地を造成し、国道の法面を埋め立てるときは、道路管理者に届け出て承認を受けてください。

▼店舗の看板などを道路敷地にやむをえず突き出してつくりたいとき。

定められた基準により、占用許可が受けられるときもあります。

▼道路の附属物をこわしたとき。

交通事故などでガードレール、街路灯などをこわしたときは出張所に届け出てください。

これらの手続きに必要な用紙は次のところに用意してあります。また、道路パトロールも“動く窓口、として利用することができます。

▽建設省土佐国道工事事務所

▽高知第二国道維持出張所

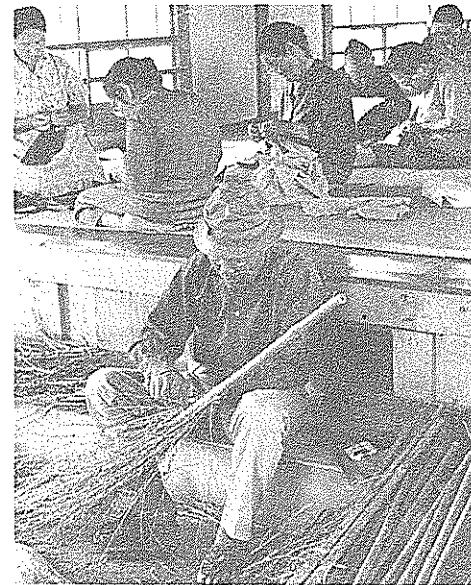
高知市江陽町2-2 電話82-9161



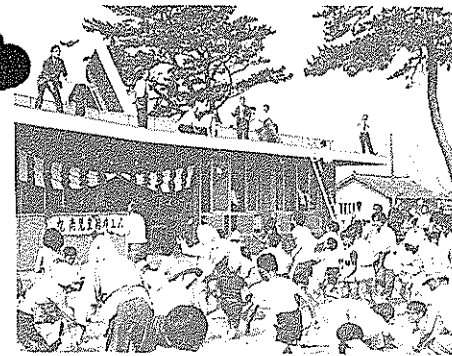
▶運転免許の更新は六月十三日から毎週水曜日に南国警察署で行なうことになった。以前は伊野町枝川まで行かねばならず、「ヒイトイ仕事」といわれていたが、これですいふんと楽になった。



▲七月五日、一時三十分より要求米備実現南
国市農協生産者大会が中央公民館で開かれた。
食糧危機が叫ばれるような政府の農業軽視政
策に対して、①、要求米価六十、②、当り一万
三千百十円の実現、③、食糧自給度の向上、
④、食糧制度の堅持などを決め、県選出国会
議員に上記実現を訴えるなど運動方法を決め
た。



▲六月二十八日、南国長命会のお年よりのみなさんが南三島公民館に集り、ほつきづくりや雑巾縫いの奉仕作業にせいを出しました。



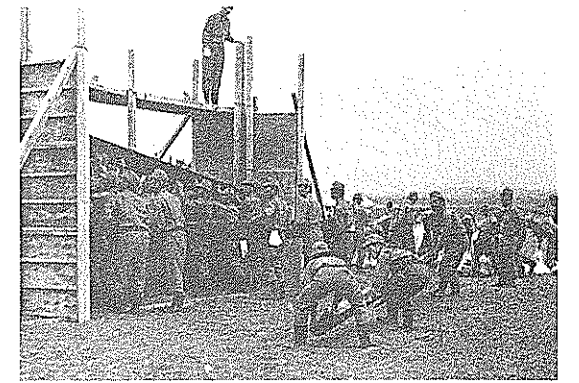
▲子どもたちの集会所「南児童館」が前浜に完成。6月30日、モチ投げをして完成を祝いあいました。

▶七月八日、炎天下の下、鶯ヶ池中学校の一年生と父兄が土佐山田町滝本にある学校林へ行った。宿舍の掃除をしたり、植林の手入れをして汗を流し、先輩がやってきたことを自分で確かめ、自然に親しんだ。



▲台風シーズンをまえに市の防災訓練が行われた。まず図上訓練のあと、午後は久枝海岸で消防団による木流し・月の輪工法・積土俵などの水防訓練。ことしはじめて琴平分団による「角落し」(写真)も行われた。

トピックス



◆地区別の不燃物収集日

八月から十一月までの不燃物収集指定日は、次の通りです。当初よりかわっておりません。まちがわさない。
公営環境課

| 毎月第2週 | | 毎月第3週 | | 毎月第4週 | |
|-----------------------|-------|-----------------------|-------|---------|-------|
| 収集地区 | 収集日 | 収集地区 | 収集日 | 収集地区 | 収集日 |
| 十市地区 | 8月6日 | 大塚地区 | 8・13 | 国府・岩地区 | 8・20 |
| | 9・3 | | 9・10 | | 9・17 |
| | 10・8 | | 10・15 | | 10・22 |
| | 11・5 | | 11・12 | | 11・19 |
| 三和地区 | 12・3 | 後免野田地区 | 12・10 | 久礼田地区 | 12・17 |
| | 8・7 | | 8・15 | | 8・21 |
| | 9・4 | | 9・12 | | 9・18 |
| | 10・9 | | 10・17 | | 10・23 |
| 前浜 (下島浜・下島里・久枝を含む) | 11・6 | 日章 (下島浜・下島里・久枝を除く) | 11・14 | 瓶岩・土倉地区 | 11・21 |
| | 12・4 | | 12・12 | | 12・19 |
| | 8・8 | | 8・17 | | 8・23 |
| | 9・5 | | 9・14 | | 9・20 |
| 稲生地区 | 10・10 | 長岡地区 | 10・19 | 稲生地区 | 10・24 |
| | 11・7 | | 11・16 | | 11・21 |
| | 12・5 | | 12・14 | | 12・19 |
| | 8・9 | | 8・11 | | 8・23 |
| 稲生地区 | 9・6 | 稲生地区 | 9・8 | 稲生地区 | 9・20 |
| | 10・11 | | 10・13 | | 10・25 |
| | 11・8 | | 11・10 | | 11・22 |
| | 12・6 | | 12・8 | | 12・20 |

■市長選挙 ……12月2日

ことし十二月三十一日で任期が満了する市長選挙は、十二月二日を投票日とすることに内定しました。投票資格は、新成人は昭和二十八年十一月二十三日で、立候補のしめきりは十一月二十三日です。投票資格は、新成人は昭和二十八年十一月二十三日です。

休日当番医

- 八月十二日 小松診療所(稲生) 五八三三四・有線四六六四
- 十九日 東川整形外科(大塚) 三三三三六一
- 二十六日 吉川 医院(久礼田) 二一〇一〇〇
- 九月 二日 吉川 診療所(稲生) 四三三二八三
- 九日 沢本 医院(田村) 四二七二二・有線三五七五

こくち・ばん

■し尿清掃業者の電話変更

南国市し尿浄化槽清掃業者の電話と住所が一部かわっています。

南国清掃(式地蒔子)岡豊町中島14
22、高知局(0888)66-2432・有線5387

香長衛生(小川彰子)野市町西野17
85、南国局4-3771・有線5914

南国衛生社(佐々木広義)廿枝98
南国局3-3531・有線5931

香南衛生社(弘石勉)大塚甲2212の
4、南国局4-2517

▼し尿くみ取り料は18ℓ(1斗)ごとに30円と決っています。18ℓに満たないときは18ℓとみなされます。

■南国納涼土曜夜市

期間・7月7日～8月25日までの
毎週土曜日

場所・後免町東町山本産婦人科北側
土曜日開催地。

土曜日に引き続き夜市を開催しますのでご来場ください。また土曜日専用駐車場を山本産婦人科東側に完備しましたのでご利用ください。

身体障害者 に結婚の祝金

結婚への道が違い身体障害者がお互いの理解で結婚し、社会の一員としてふみだすことは、本人たちよりもより、他の障害者の社会的な意欲を増すことにも大きなものがあります。これら婚姻者の祝福と他の障害者への激励をこめて結婚の祝金が県から支給されることになりました。

▼支給の対象と金額

県下に住み、身体障害者手帳をもっている人で、次の条件のすべてにあてはまる人。

- ①配偶者の相互、または配偶者のいずれかが初婚であること。
- ②民法七三九条にもとづく「婚姻届」を提出した人であること。

③等級別の給付対象者と支給の金額は次のとおりです。

重度障害者(一、二級の人)と
重度障害者が結婚するとき
一万円

重度障害者と中度障害者(三、
四級の人)が結婚するとき
八千円



中度障害者と中度障害者が結婚
するとき
五千円

重度障害者と健康な人が結婚す
るとき
五千円

転出・転入 などの異動届

身体障害者手帳を持っている人は、転出・転入・死亡(死亡された人があるときは家族の人が)のときは、必ず手続きをしてください。

このため、四十八年四月一日からあとで「婚姻届」を出された人はすべて該当します。

該当する人は、印鑑と戸籍謄本を持って福祉事務所社会係までおいでください。

来年の成人式

同級生が対象に

成人式は、これまで一月十六日から翌年の一月十五日までに生まれた人を対象にしていた。ところが、同級生のなかで一月十六日から四月一日までに生まれた人は、翌年度の対象となるため対象者や青年団から変更の要請があったものです。

そこで、来年の成人式から次のように対象者を変更することにしました。

- ▼これまでの対象者・一月十六日から翌年の一月十五日までに生まれた人。
- ▼来年度の対象者・昭和二十八年一月十五日から二十九年四月

月一日までに生まれた人。

臨時保母

調理士の登録

保育所の保母、調理士などの産休、病欠欠勤などのときに臨時に任用する代替職員の登録を行なっています。

登録を希望される人は、履歴書または登録申請書(福祉事務所保育管理係にあります)を提出してください。

- ▼資格Ⅱ資格の有無は問いませんが、幼児保育に熱心な婦人
- ▼通勤先Ⅱ通勤できる保育所
- ▼貸金Ⅱ日給千円(十月から千四百円)～千八百五十円以内
- ▼雇用期間Ⅱそのときとにより異なります。



■まむしにかまれたとき

毒が全身にまわらないように、すぐ心臓に近い部分を布か、ベルトでしばる。かまれたキズ口に口をあてて数回強く吸っては吐き出す。

まむしの血清は、農協病院に用意されています。